

No.	質問内容	回答
1	受注後、納期に間に合わない場合はどのような取り扱いとなりますか。	可能な限り納期に間に合わせるよう努めてください。ただし、納期遅延の原因がメーカー事情等、受注者に責任がない場合については不問とし、納期については別途協議するものとします。
2	納車までの期間にマイナーチェンジ等があり、金額が変動する場合はどうなりますか。	マイナーチェンジや社会経済情勢の変化により金額など勘案すべき事情が生じた場合は別途協議することとします。